

第6回 西区協議会

日時：令和4年9月28日（水）

午後1時30分～

会場：舞阪協働センター1階 ホール

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 協議事項

第6号 浜松市DX推進計画（案）のパブリックコメントの実施について

第7号 令和4年度西区地域力向上事業（助成事業）の提案について

第8号 西区協議会推薦会の設置等について

(2) 諮問事項

第1号 令和5年度西区役所費の予算要求の概要

4 その他

(1) 今後の開催予定

5 閉会

区 協 議 会

区 分	□諮問事項		☑協議事項	□報告事項	
件 名	浜松市 DX 推進計画（案）のパブリック・コメントの実施について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課 題等)	<p>○策定趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の各種法律（官民データ活用推進基本法やデジタル社会形成基本法等）の制定や、総務省「自治体 DX 推進計画」の策定、本市の「デジタルを活用したまちづくり推進条例」の制定等を踏まえ策定。 ・ デジタル・ガバメント（電子行政）や官民のデータ活用を本計画に基づき効果的に推進し、取組を加速する。 ・ デジタルを活用したまちづくり推進条例第 6 条第 2 項「基本指針（デジタル・スマートシティ構想）に基づく計画の策定」として、本計画を策定する。 <p>○背景</p> <p>【国の動向】</p> <p>2016 年 12 月 官民データ活用推進基本法の施行 2019 年 12 月 デジタル手続法の施行 2020 年 12 月 総務省「自治体 DX 推進計画」策定 2021 年 9 月 デジタル社会形成基本法の施行、デジタル庁設立</p> <p>【本市の取組】</p> <p>2021 年 3 月 デジタル・スマートシティ構想の策定 2022 年 7 月 デジタルを活用したまちづくり推進条例の施行</p>				
対 象	全区協議会				
内 容	<p>浜松市 DX 推進計画（案）のパブリック・コメント実施について概要を説明するとともに、内容について協議するもの。</p> <p><目指す方向性></p> <p>人に寄り添ったデジタル活用 ～安全・安心、便利で快適な市民サービスの実現～</p> <p><基本的考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 人が中心、デジタルは手段 ② 個人情報の保護とプライバシーへの配慮 ③ 変化を先取りし、新たな価値を創出する（組織・制度・職員意識の变革） ④ 小さく始めて、改善を繰り返す ⑤ システム所有からサービス利用へ <p><取組項目></p> <p>「デジタル活用による市民サービスの向上」及び「自治体の生産性向上」の 2 つの項目について、行政手続きのオンライン化の推進やデジタル活用による業務改革の推進等、計 16 の具体的な取組を記載</p>				
備 考	案の公表、意見募集		令和 4 年 9 月 15 日～10 月 14 日		
	市の考え方公表		令和 4 年 11 月		
	実施時期または施行時期		令和 5 年 1 月 1 日（予定）		
担当課	デジタル・スマート シティ推進課	担当者	三岡 由莉	電話	4 5 7 - 2 4 5 4

浜松市 DX 推進計画(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市 DX 推進計画 (案)」とは

国の各種法律(官民データ活用推進基本法やデジタル社会形成基本法等)の制定や、総務省「自治体 DX 推進計画」の策定、本市の「デジタルを活用したまちづくり推進条例」の制定等を踏まえ、本市のデジタル・ガバメント(電子行政)や官民のデータ活用を効果的に推進し、取組を加速していくための計画です。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和4年9月15日(木)～令和4年10月14日(金)

3. 案の公表先

デジタル・スマートシティ推進課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメ PR コーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名または団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

① 直接持参	デジタル・スマートシティ推進課(市役所本館5階)まで書面で提出
② 郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 デジタル・スマートシティ推進課あて
② 電子メール	dsc@city.hamamatsu.shizuoka.jp
③ FAX	053-457-2028

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和4年11月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課

(TEL 053-457-2454)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要・

●浜松市 DX 推進計画【本書】(案)

●浜松市 DX 推進計画【解説版】(案)

1	はじめに	… P 3
2	推進体制等	… P 4
3	目指す方向性と基本的考え方	… P 5～P 6
4	目指す方向性を達成するための取組項目	… P 7
5	取組項目	
	(1) デジタル活用による市民サービス向上の取組	… P 8～P 17
	(2) 自治体の生産性向上の取組	… P 18～P 23
6	用語の解説	… P 24～P 25

●意見提出様式(参考)

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市 DX 推進計画（案）
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の各種法律（官民データ活用推進基本法やデジタル社会形成基本法等）の制定や、総務省「自治体 DX 推進計画」の策定、本市の「デジタルを活用したまちづくり推進条例」の制定等を踏まえ策定。 ・ デジタル・ガバメントや官民のデータ活用を本計画に基づき効果的に推進し、取組を加速する。 ・ デジタルを活用したまちづくり推進条例第 6 条第 2 項「基本指針(デジタル・スマートシティ構想) に基づく計画の策定」として、本計画を策定する。
策定に至った背景・経緯	<p>【国の動向】</p> <p>2016 年 12 月 官民データ活用推進基本法の施行</p> <p>2019 年 12 月 デジタル手続法の施行</p> <p>2020 年 12 月 総務省「自治体 DX 推進計画」策定</p> <p>2021 年 9 月 デジタル社会形成基本法の施行及びデジタル庁の設立</p> <p>【本市の取組】</p> <p>2021 年 3 月 デジタル・スマートシティ構想の策定</p> <p>2022 年 7 月 デジタルを活用したまちづくり推進条例の施行</p>
立案した際の 実施機関の 考え方及び論点	「人口減少・少子高齢化」や「デジタル化の急速な進展」等の社会情勢の中で、「人に寄り添ったデジタル活用」を目指し、デジタル活用による市民サービスの向上や自治体の生産性向上を実現する。
案のポイント	<p><目指す方向性></p> <p>人に寄り添ったデジタル活用</p> <p>～安全・安心、便利で快適な市民サービスの実現～</p> <p><基本的考え方></p> <p>① 人が中心、デジタルは手段</p> <p>② 個人情報の保護とプライバシーへの配慮</p> <p>③ 変化を先取りし、新たな価値を創出する（組織・制度・職員意識の変革）</p> <p>④ 小さく始めて、改善を繰り返す</p> <p>⑤ システム所有からサービス利用へ</p> <p><取組項目></p> <p>「デジタル活用による市民サービスの向上」及び「自治体の生産性向上」の 2 つの項目について、行政手続きのオンライン化の推進やデジタル活用による業務改革の推進等、計 16 の具体的な取組を記載</p>
関係法令・ 上位計画など	<p>関係法令：官民データ活用推進基本法、デジタル社会形成基本法</p> <p style="text-align: center;">浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例</p> <p>関連計画等：浜松市デジタル・スマートシティ構想</p>
計画の策定 スケジュール (予定)	<p>案の公表、意見募集開始 令和 4 年 9 月 15 日</p> <p>意見募集終了 令和 4 年 10 月 14 日</p> <p>市の考え方公表 令和 4 年 11 月</p> <p>実施時期または施行時期 令和 5 年 1 月 1 日（予定）</p>

■ はじめに

策定趣旨

- 国の各種法律（官民データ活用推進基本法やデジタル社会形成基本法等）の制定や総務省「自治体DX推進計画」の策定、本市の「デジタルを活用したまちづくり推進条例」の制定等を踏まえ策定。
- デジタル・ガバメント（電子行政）や官民データの活用を本計画に基づき効果的に推進するとともに取組を加速する。

背景

<社会情勢>

- 人口減少、少子高齢化
- 成熟社会、価値の多様化
- With/Afterコロナのニューノーマル時代
- 国民生活におけるデジタル化の進展

<国の動向>

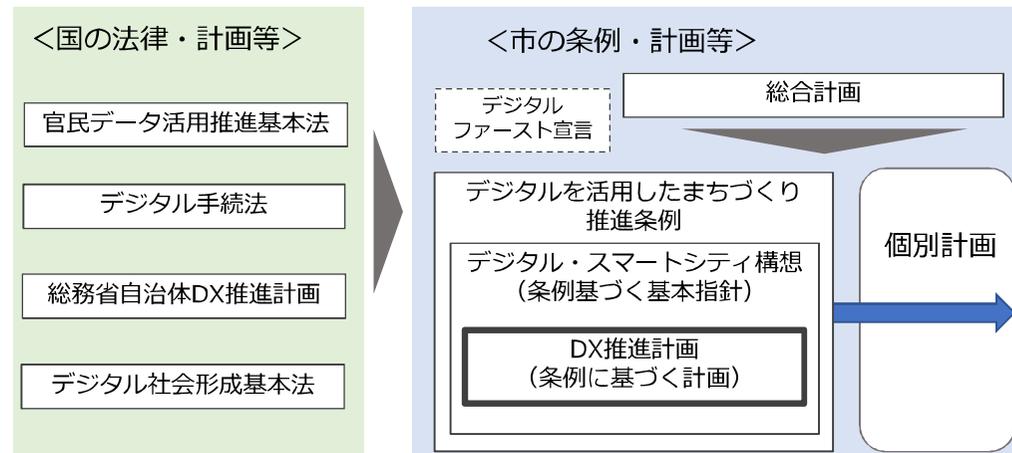
- 2016年12月 官民データ活用推進基本法の施行
- 2019年12月 デジタル手続法の施行
- 2020年12月 総務省「自治体DX推進計画」策定
- 2021年9月 デジタル社会形成基本法の施行及びデジタル庁の設立

<本市の取組>

- 2019年10月 デジタルファースト宣言
- 2020年4月 体制整備（庁内・庁外）
- 2021年3月 デジタル・スマートシティ構想の策定
- 2022年7月 デジタルを活用したまちづくり推進条例の施行

位置付け

浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例第6条第2項に基づく計画及び官民データ活用推進基本法第9条第3項に規定する市町村官民データ活用推進計画として位置付けます。また、浜松市情報化基本方針は、本計画に統合します。



計画期間

2023年1月～2025年3月

※計画期間内において、情報通信技術（ICT）や政策の進展により適宜計画内容を見直します。

■ 推進体制等

推進体制

<庁内体制>

デジタル・スマートシティ推進本部

（本部長：市長、事務局：デジタル・スマートシティ推進課）

<外部人材の活用>

効果的にDXを推進するため、浜松市フェローなど積極的に外部人材を活用します。

人材育成

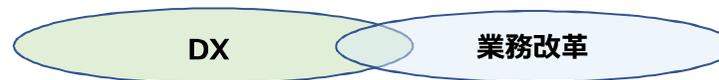
DX人材に求められる知識、スキル、意識等を身につけるため、体系的に人材育成を行います。

データを活用した政策立案や評価の推進

行政の効率化、高度化を図るため、客観的証拠となる統計等のデータを整備し、証拠に基づく政策立案（EBPM）や評価へのデータ活用を進めます。

DXと業務改革を一体的に推進

単にデジタルツールを活用するのではなく、市民目線で行政サービスを設計するとともに、業務プロセスの見直しをはじめ業務改革とDXを一体的に推進します。



情報セキュリティの確保等

<情報セキュリティの確保>

「浜松市情報セキュリティポリシー」に基づき情報セキュリティの維持・向上に努めます。

<ICTガバナンス（管理）の確立>

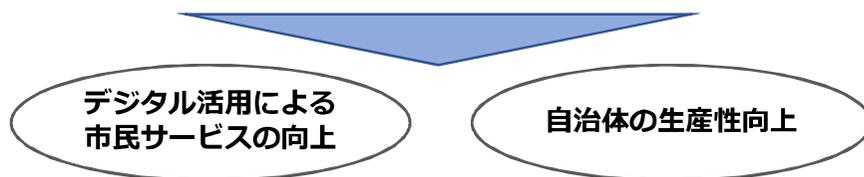
「情報システムの企画・調達・運用に関する適正化ガイドライン」（2022年4月策定）に沿って情報システム等を調達し、システムの品質向上や調達プロセスの標準化・透明性の確保、情報化に要する経費の抑制を図ります。

■ 目指す方向性と基本的考え方

社会情勢 「人口減少・少子高齢化」「変化のスピードが速い」「成熟社会・価値の多様化」「デジタル化の急速な進展」

目指す方向性

人に寄り添ったデジタル活用
 ～安全・安心、便利で快適な市民サービスの実現～



人に寄り添ったデジタル活用のイメージ



基本的考え方

- ① 人が中心、デジタルは手段
- ② 個人情報の保護とプライバシーへの配慮
- ③ 変化を先取りし、新たな価値を創出する（組織・制度・職員意識の変革）
- ④ 小さく始めて、改善を繰り返す
- ⑤ システム所有からサービス利用へ

■ 取組事項の体系

【デジタル活用による市民サービスの向上】

- ① 行政手続きのオンライン化の推進
- ② 書かないワンストップ窓口の推進
- ③ キャッシュレス決済の推進
- ④ 電子契約・電子請求の推進
- ⑤ 情報発信や相談等のスマート化
- ⑥ デジタルを活用したコミュニケーションのUD化
- ⑦ デジタル活用のサポート
- ⑧ オープンデータ化の推進
- ⑨ マイナンバーカードの普及及び利活用
- ⑩ セキュリティ及び個人情報の適切な取扱いの確保

【自治体の生産性向上】

- ① LGX推進に向けた組織・職員意識の変革
- ② LGX推進に向けたインフラ環境の整備
- ③ テレワーク等柔軟な執務環境の整備
- ④ ペーパーレス化の推進
- ⑤ 情報システムの標準化・共通化
- ⑥ デジタル活用による業務改革の推進



浜松市DX推進計画【解説版】(案)

Digital Smart City HAMAMATSU



1	はじめに	・・・ P3
2	推進体制等	・・・ P4
3	目指す方向性と基本的考え方	・・・ P5
4	目指す方向性を達成するための取組項目	・・・ P7
5	取組項目	
	（1）デジタル活用による市民サービス向上の取組	・・・ P8
	（2）自治体の生産性向上の取組	・・・ P18
6	用語の解説	・・・ P24

1 はじめに

策定趣旨

- ・国の各種法律（官民データ活用推進基本法やデジタル社会形成基本法等）の制定や総務省「自治体DX※推進計画」の策定、本市の「デジタルを活用したまちづくり推進条例」の制定等を踏まえ策定。
- ・デジタル・ガバメント（電子行政）や官民データ※の活用を本計画に基づき効果的に推進するとともに取組を加速する。

※DX（デジタル・トランスフォーメーション）：

先端技術やデータを活用して、組織や仕組み等を抜本的に変革すること。

※官民データ：

行政機関や事業者等が事務や事業を遂行するにあたり利用・提供されるデータ

背景

<社会情勢>

- ・人口減少、少子高齢化
- ・成熟社会、価値の多様化
- ・With/Afterコロナ※1のニューノーマル※2時代
- ・国民生活におけるデジタル化の進展

<国の動向>

- ・2016年12月 官民データ活用推進基本法の施行
- ・2019年12月 デジタル手続法の施行
- ・2020年12月 総務省「自治体DX推進計画」策定
- ・2021年9月 デジタル社会形成基本法の施行及びデジタル庁の設立

<本市の取組>

- ・2019年10月 デジタルファースト宣言※3
- ・2020年4月 体制整備（庁内・庁外）
- ・2021年3月 デジタル・スマートシティ構想※4の策定
- ・2022年7月 デジタルを活用したまちづくり推進条例※5の施行

位置付け

浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例第6条第2項に基づく計画及び官民データ活用推進基本法第9条第3項に規定する市町村官民データ活用推進計画として位置付けます。

また、浜松市情報化基本方針※は、本計画に統合します。

※浜松市情報化基本方針：

2019年2月策定。浜松市総合計画の各分野における政策の実現をICTの観点から推進するための方針。

<国の法律・計画等>

官民データ活用推進基本法

デジタル手続法

総務省自治体DX推進計画

デジタル社会形成基本法

<市の条例・計画等>

デジタル
ファースト宣言

総合計画

デジタルを活用したまちづくり
推進条例

デジタル・スマートシティ構想
(条例に基づく基本指針)

DX推進計画
(条例に基づく計画)

個別計画

計画期間

2023年1月～2025年3月

※計画期間内において、情報通信技術（ICT）や政策の進展により適宜計画内容を見直します。

2 推進体制等

推進体制

<庁内体制>

デジタル・スマートシティ推進本部※

(本部長：市長、事務局：デジタル・スマートシティ推進課)

デジタル・ガバメント分野

※各取組において
適宜プロジェクトチームを設置

デジタル・スマートシティ

推進WG※

■デジタル・スマートシティ推進本部にて、本計画の進捗管理を行います。

※デジタル・スマートシティ推進本部：

デジタルを活用した都市の最適化や市民サービスの向上に向けたデジタル・スマートシティ政策の企画及び庁内調整を行うことを目的として設置。市長を本部長、副本部長をデジタルを所管する副市長とする。

※デジタル・スマートシティ推進WG：

デジタル・スマートシティ政策に関する、個別・具体的な施策の調整及び検討を行う目的で設置。関連する課の職員で構成。

<外部人材の活用>

効果的にDXを推進するため、浜松市フェロー※など積極的に外部人材を活用します。

※浜松市フェロー：

デジタル技術やデータ活用、デジタル・マーケティングその他のデジタル・スマートシティに関する専門的知識、経験等を有する者のうち、本市のデジタル・スマートシティ推進に関して、専門的立場から支援、助言を行う者。

人材育成

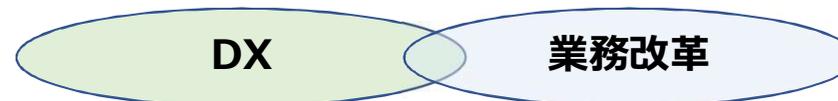
DX人材に求められる知識、スキル、意識等を身につけるため、体系的に人材育成を行います。

データを活用した政策立案や評価の推進

行政の効率化、高度化を図るため、客観的証拠となる統計等のデータを整備し、証拠に基づく政策立案（EBPM）や評価へのデータ活用を進めます。

DXと業務改革を一体的に推進

単にデジタルツールを活用するのではなく、市民目線で行政サービスを設計するとともに、業務プロセスの見直しをはじめ業務改革とDXを一体的に推進します。



情報セキュリティの確保等

<情報セキュリティ※の確保>

「浜松市情報セキュリティポリシー※」に基づき情報セキュリティの維持・向上に努めます。

※情報セキュリティ：

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持すること

※浜松市情報セキュリティポリシー：

浜松市情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準

<ICTガバナンス（管理）の強化>

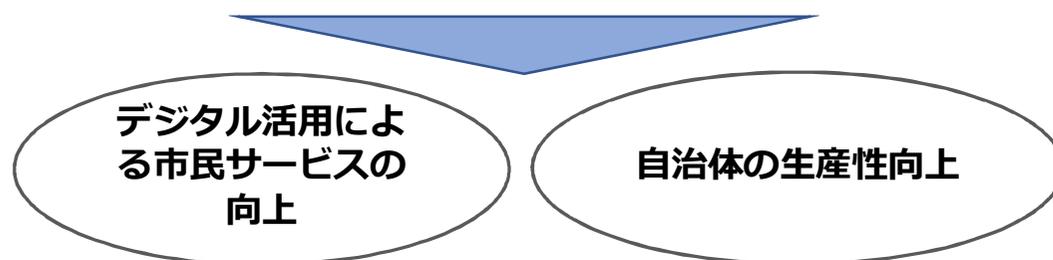
「情報システムの企画・調達・運用に関する適正化ガイドライン」（2022年4月策定）に沿って情報システム等を調達し、システムの品質向上や調達プロセスの標準化・透明性の確保、情報化に要する経費の抑制を図ります。

3-1 目指す方向性と基本的考え方

社会情勢 「人口減少・少子高齢化」「変化のスピードが速い」「成熟社会・価値の多様化」「デジタル化の急速な進展」

目指す方向性

人に寄り添ったデジタル活用
～安全・安心、便利で快適な市民サービスの実現～



人に寄り添ったデジタル活用のイメージ



基本的考え方

- ① 人が中心、デジタルは手段
- ② 個人情報の保護とプライバシーへの配慮
- ③ 変化を先取りし、新たな価値を創出する（組織・制度・職員意識の変革）
- ④ 小さく始めて、改善を繰り返す
- ⑤ システム所有からサービス利用へ

3-2 基本的考え方

1

～人が中心、デジタルは手段～

デジタルはあくまで手段であり、人に寄り添いデジタルを活用し、安全・安心、便利で快適な市民サービスを実現します。

2

～個人情報の保護とプライバシーへの配慮～

情報通信技術を用いた情報の活用においては、個人情報保護に関する法令を遵守し、個人のプライバシーの保護に配慮して取り組みます。

3

～変化を先取りし、新たな価値を創出する（組織・制度・職員意識の変革）～

これまでの組織・制度・職員意識の変革を図り、社会情勢の変化、市民ニーズの多様化に柔軟に対応し、新たな価値を創出していきます。

4

～小さく始めて、改善を繰り返す～

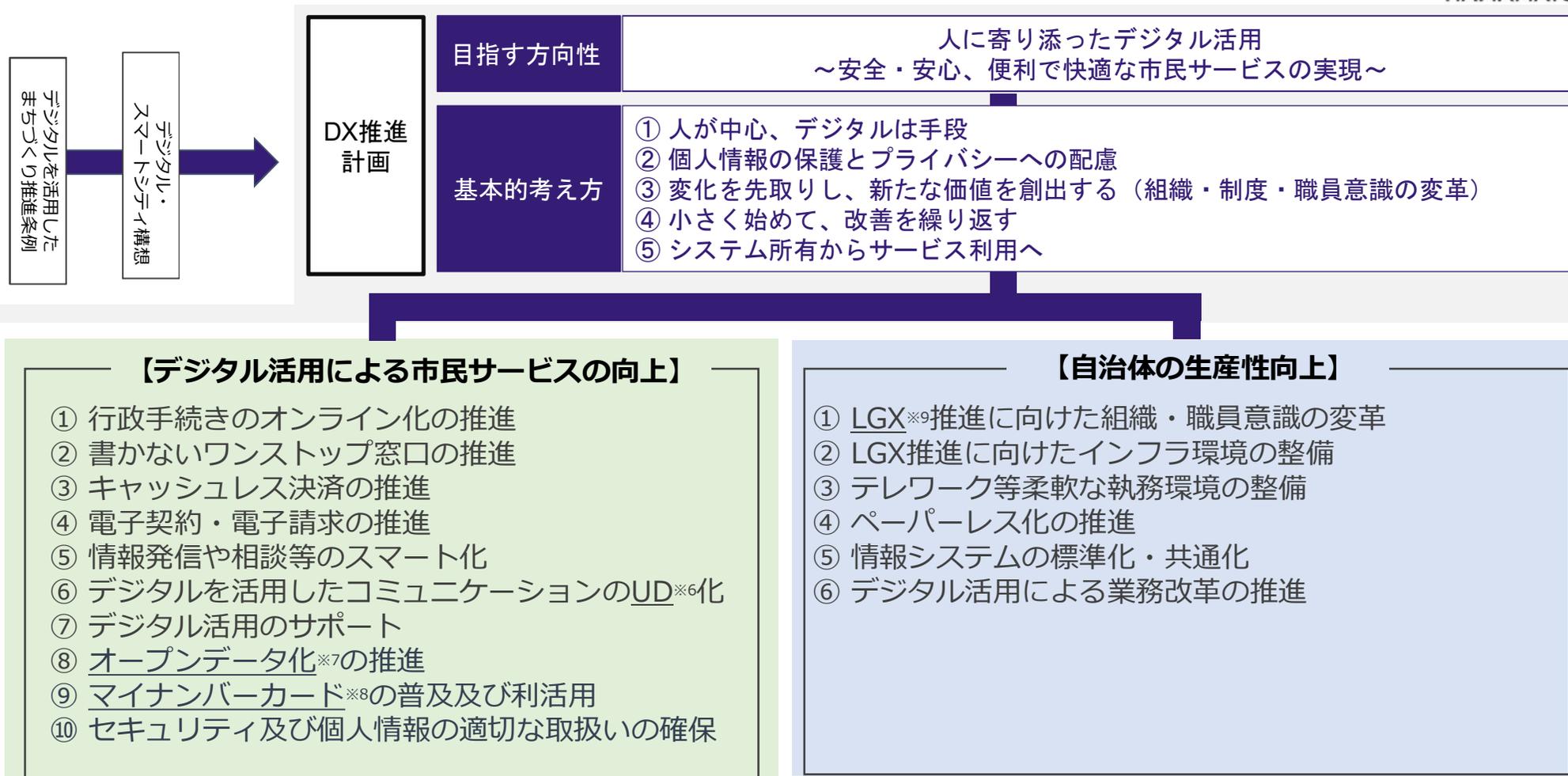
様々な取組を迅速かつ小さく始め、改善を繰り返しながらより良くしていきます。

5

～システム所有からサービス利用へ～

独自にシステムを構築・所有するのではなく、クラウド上のサービスの利用を基本とし、時代やニーズの変化に柔軟に対応していきます。

4 目指す方向性を達成するための取組項目



5- (1) デジタル活用による市民サービス向上の取組

1 行政手続きのオンライン化の推進

<概要>

市役所に来庁しなくても手続きが完了するなど、市民の利便性向上並びに行政運営の効率化を図るため、行政手続き等のオンライン化を推進する。

<取組内容>

- ① 2022年度末までを強化期間に設定し、集中的にオンライン化を推進
 - ・汎用電子申請システム※10の導入
 - ・申請フォーム作成に関する研修等の実施
- ② 市民の利便性を一層高め、オンライン手続きの利用率を向上
 - ・本人確認や添付書類提出の必要性等、手続きの見直し
 - ・開始したオンライン手続きの効果的な周知
 - ・利用率向上のため、申請フォームの継続的な改善

<KPI、ロードマップ>

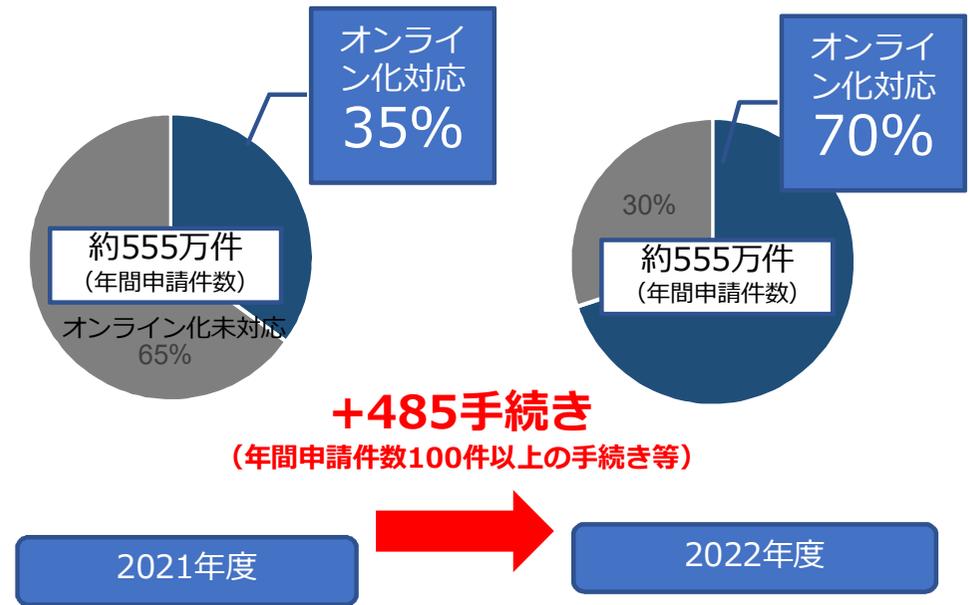
KPI	年間の申請件数を基にしたオンライン化率（件数ベース）・オンライン利用率	
	2022年度：	【オンライン化率】約70%（件数ベース） 【オンライン利用率】強化期間におけるオンライン化後にKPIを設定
	2024年度：	【オンライン化率】約73%（件数ベース） 【オンライン利用率】強化期間におけるオンライン化後にKPIを設定

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	手続き現状調査	汎用電子申請システムを導入・運用 操作研修	利用率等計測・分析・評価
		利用率等計測・分析・評価	利用率等計測・分析・評価
②	手続きの見直し		
		申請フォームの継続的な改善 オンライン化手続きの効果的な周知	

<取組イメージ>

所管：デジタル・スマートシティ推進課

申請件数に対するオンライン化対応の割合



5- (1) デジタル活用による市民サービス向上の取組

2 書かないワンストップ窓口の推進

<概要>

市民が届出書等の記入などにかかる手間を省き、署名だけで手続きができる「書かないワンストップ窓口」の推進により市民満足度の向上と業務の効率化を図る。

<取組内容>

- ① 書かないワンストップ窓口を実現するためのシステムを導入
 - ・2023年2月に証明交付業務へ導入
 - ・2023年6月に届出業務へ導入
- ② 現状業務を見直し、窓口業務の一連の流れを効率化

実践・評価分析・検討・改善のサイクルで、より良い窓口へ改善

<KPI、ロードマップ>

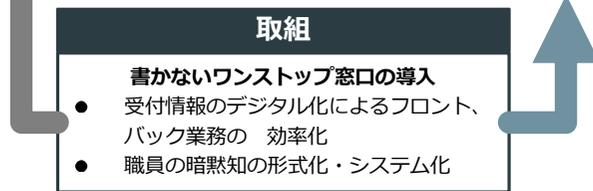
KPI	2022年度：書かないワンストップ窓口を導入
	2024年度：届出業務における窓口待ち時間を1件当たり10分短縮 (導入前対比)

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	システム調達	書かないワンストップ窓口導入 (証明交付)	書かないワンストップ窓口導入 (届出)
②	業務見直し・環境整備	継続的な窓口のアップデートを実施	

<取組イメージ>

所管：デジタル・スマートシティ推進課

現状	目指す姿
複雑で難しい手続き／来庁者を待たせる窓口 <ul style="list-style-type: none"> ● 紙の届出書の記入誤りによる手戻り、確認作業、システム入力作業等の業務に負担がかかる ● 窓口対応時間に比例して来客者が待つ時間も増加 ● ワンストップ対応による判断の複雑化、業務属人化 	簡単でやさしい手続き／来庁者を待たせない窓口 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 窓口の一連の業務を最適化し対応時間を短縮 ✓ 来庁者の待ち時間を減らし、市民満足度を向上 ✓ どんな職員でも一定の品質・スピードで業務遂行



5- (1) デジタル活用による市民サービス向上の取組

3

キャッシュレス決済の推進

<概要>

キャッシュレス化の需要の高まりに対応し、市民サービスの向上を図るとともに、職員の現金の取り扱いにおける時間や手間を削減し業務効率化を図る。

<取組内容>

- ① **直営施設**※11
 - ・2022年度末までに手数料等を取り扱う施設全てに導入
 - ・施設管理システム更新に合わせて、貸館施設への導入拡大
- ② **指定管理施設**※12
 - ・導入支援策（手数料を交付金で負担）等を実施し、対応施設を拡大

<KPI、ロードマップ>

KPI

2022年度末：累計73窓口に導入（直営施設：66 指定管理施設：7）
2024年度末：累計184窓口に導入（直営施設：110 指定管理施設：74）

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	区役所・協働センターの窓口へ導入拡大	貸館施設における予約システムの更新向け調整（キャッシュレス対応）	貸館施設への導入拡大
②	導入支援策による施設の拡大		

<取組イメージ>



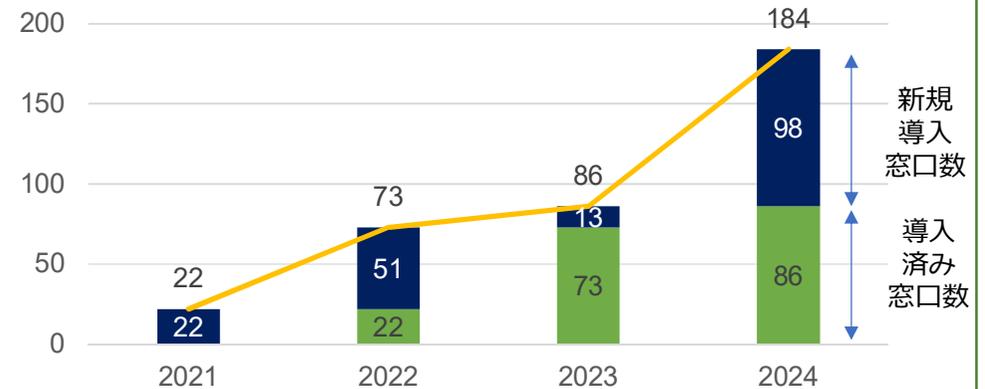
所管：デジタル・スマートシティ推進課
アセットマネジメント推進課
情報システム課

多くの窓口、業務（手数料、利用料、使用料）でキャッシュレス対応！

現金決済に加えてキャッシュレス決済でも支払いが可能に

(導入窓口数)

キャッシュレス決済導入窓口の導入推移



5- (1) デジタル活用による市民サービス向上の取組

4 電子契約・電子請求の推進

<概要>

契約・請求の電子化により事業者の利便性向上、内部事務の効率化を図る。

<取組内容>

① 電子契約

事業者がシステム導入において大きな投資とならないよう、また、国、県、他都市が使用するシステムとの互換性・連動性において、実証実験を行いながら導入システムを選択し、本格導入を目指す。

② 電子請求

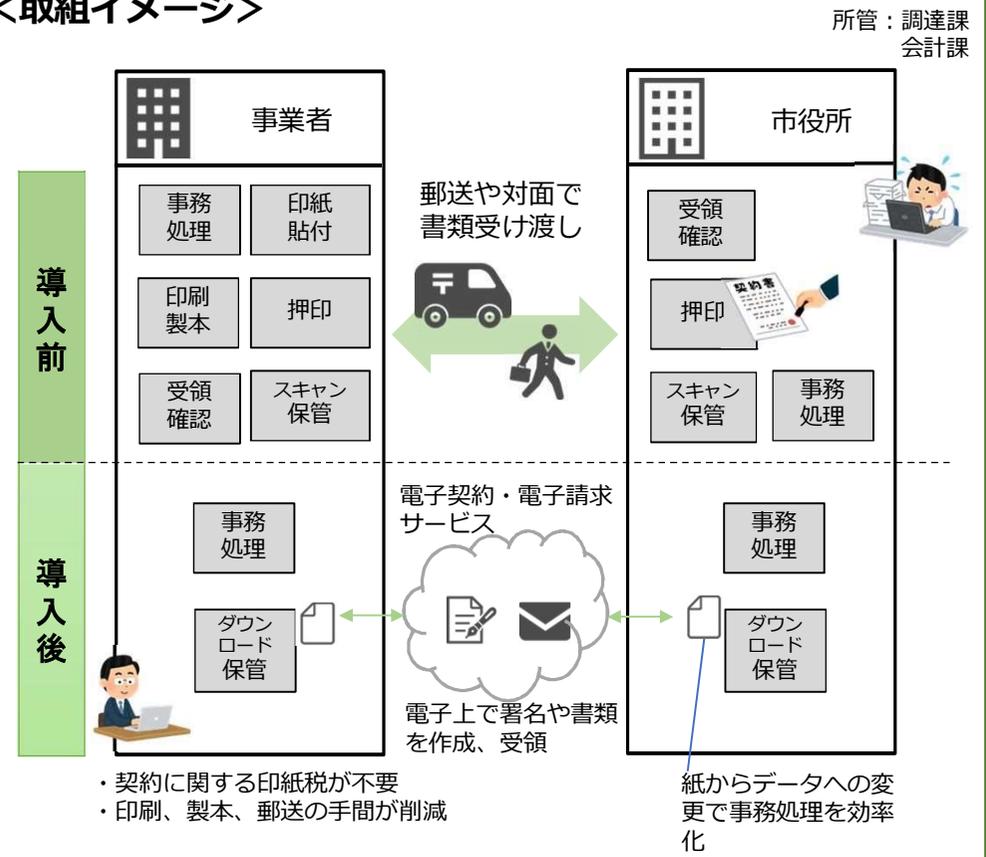
- ・国が推進するインボイス制度(適格請求書等保存方式:2023年10月開始)に沿った形で電子請求を導入。
- ・電子請求の実証実験やシミュレーションを行い、試験導入を踏まえ、2023年10月の本格導入を目指す。

<KPI、ロードマップ>

KPI 2022年度：電子契約の本格導入と電子請求の導入に向けた規則改正 (本格導入後にKPIを設定)

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	【試験運用】	【本格導入】 対象：工事契約・物品契約の一般競争入札・公募型見積合わせ	
②	【規則改正】	【試験運用】	【本格導入】

<取組イメージ>



5- (1) デジタル活用による市民サービス向上の取組

5

情報発信や相談等のスマート化

<概要>

ホームページやSNS※13、アプリといった各種デジタル広報媒体の活用により、市政情報の積極的な発信、利用者の希望する情報の受信などを実現するほか、LINEチャットボット※14による案内・相談の総合案内化を目指すなど、市民サービスの向上を図る。

<取組内容>

① 各種デジタル広報媒体の活用

様々なデジタル広報媒体において、イベント情報等を市民が情報を選べる（セグメント配信）仕組みにより、市民のニーズにあった情報を提供する。

② LINEチャットボットQ&Aの総合案内化の促進

Q&Aの拡充や、舗装等の修繕が必要な情報の通報ができる機能の追加。

<KPI、ロードマップ>

KPI

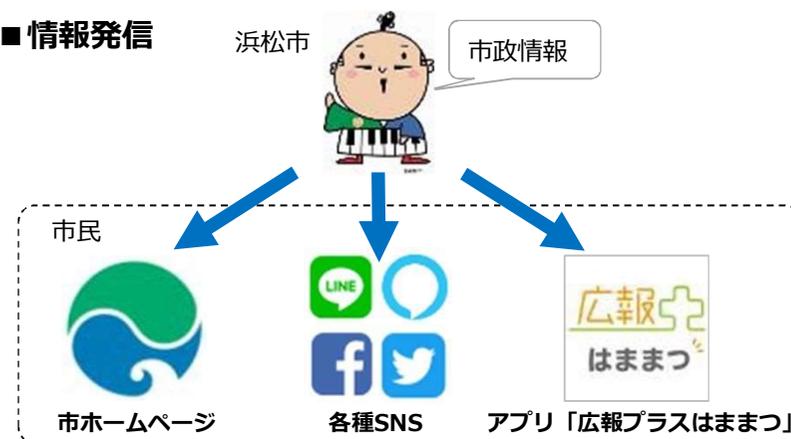
2022年度末：各種デジタル広報媒体を活用した情報発信：各種SNSの登録者総数：43万人
LINEチャットボットQ&Aの拡充：対応できる質問の数：360件
2024年度末：各種デジタル広報媒体を活用した情報発信：各種SNSの登録者総数：45万人
LINEチャットボットQ&Aの拡充：対応できる質問の数：440件

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	各種SNSの登録者総数の増加		
②	LINEチャットボットで対応できる質問の数の増加		

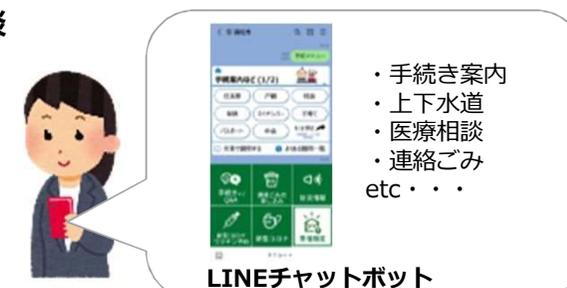
<取組イメージ>

所管：広聴広報課

■ 情報発信



■ 案内・相談



5- (1) デジタル活用による市民サービス向上の取組

6 デジタルを活用したコミュニケーションのUD化

<概要>

外国人住民の定住化や多国籍化の進行に伴う多言語対応、手話や音声の文字化対応など用途に合わせ、デジタルを活用したコミュニケーションの支援により、窓口等における市民サービスの向上を図る。

<取組内容>

- ① **窓口や相談業務等でのタブレット※15活用**
 - ・遠隔による多言語通訳や手話通訳の実施
 - ・音声の文字化対応の実施
- ② **各種イベントや講演会等での対応**

各種イベントや講演会等での音声の文字化対応（字幕）や遠隔手話通訳、QRコードを活用したスマホへの多言語表示の実施

<KPI、ロードマップ>

KPI

2022～2023年度：各種イベント等での活用状況の把握
 各種イベントや講演会等での活用に向けたガイドラインの作成
 2024年度末：各種イベント等での活用件数（ガイドラインの周知・現状把握後KPIを設定）

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	窓口や相談業務等での遠隔による多言語通訳、手話通訳、音声の文字化の実施		
②	現状把握・ガイドライン作成	イベント等での活用の拡充	

<取組イメージ>

所管：UD・男女共同参画課
 国際課
 障害保健福祉課



遠隔通訳の実施



音声の文字化対応

5-（1） デジタル活用による市民サービス向上の取組

7 デジタル活用のサポート

<概要>

デジタル技術を安心して活用できるよう、スマホ等デジタル活用講座の開催や共助型の相談体制の構築、協働センター等へのWi-Fi整備など利用しやすい環境を整備し、人に寄り添ったデジタル活用を推進する。

<取組内容>

- ① **知識・スキル**
 - ・スマホ等デジタル関連講座の開催
 - ・身近な人に相談できる共助型のデジタル技術活用の相談体制
- ② **環境**
 - ・地域に身近な協働センター等へのWi-Fi環境の拡充

<KPI、ロードマップ>

KPI

2022年度末：浜松市が実施するスマホ等デジタル関連講座の回数：80回／年
デジタル技術相談人材の育成人数：10人／年
2024年度末：浜松市が実施するスマホ等デジタル関連講座の回数：240回（累計）
デジタル技術相談人材の育成人数：15人／年

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	スマホ等デジタル関連講座の開催（地域に身近な協働センター等）		
	相談人材の育成	相談人材の育成	相談人材の育成
②	協働センター等 Wi-Fi環境拡充	協働センター等 Wi-Fi環境の提供	

<取組イメージ>

所管：デジタル・スマートシティ推進課
情報システム課

知識・スキル



スマホ等デジタル関連講座の開催、相談支援体制の構築

環境



地域に身近な協働センター等へのWi-Fi環境の拡充

5- (1) デジタル活用による市民サービス向上の取組

8

オープンデータ化の推進

<概要>

オープンデータを活用した情報配信システム「オープンデータプラットフォーム（ODPF）」（2022年度構築）の運用により、多様な媒体を通じ市政情報を配信する。

また「オープンデータカタログ」を公開し、市民、事業者等による積極的なオープンデータの利活用を促進する。

<取組内容>

- ① オープンデータカタログの拡充
- ② オープンデータの活用を促進するためのセミナー、アイデアソン※¹⁶等の開催

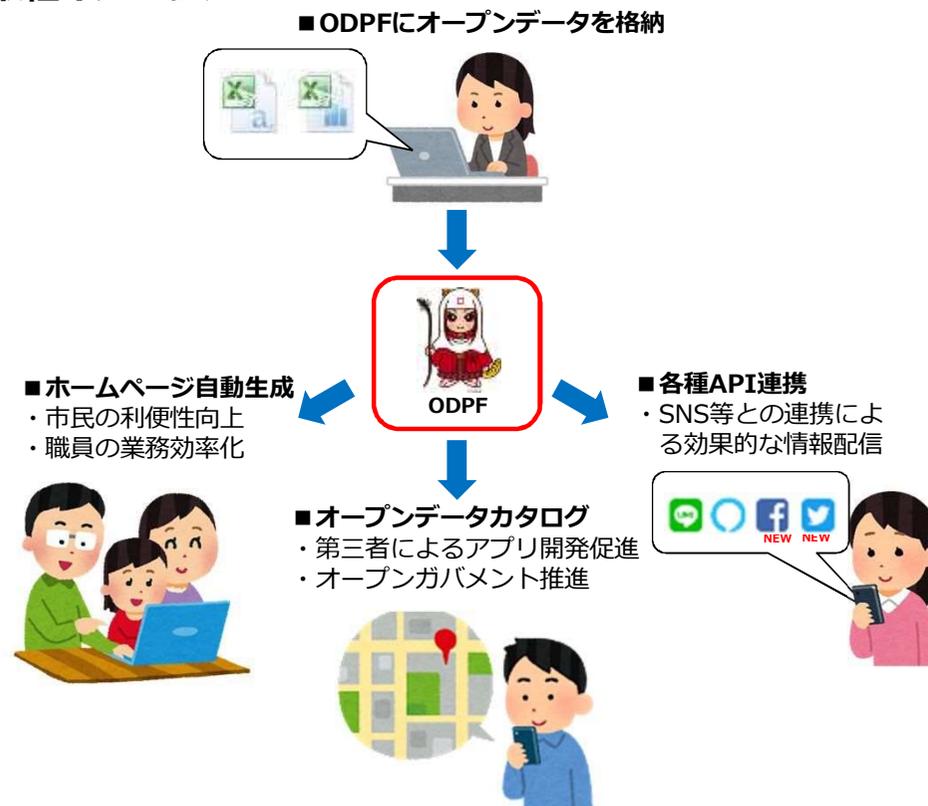
<KPI、ロードマップ>

KPI	2022年度末：オープンデータ公開数：300		
	2024年度末：オープンデータ公開数：320		

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	オープンデータカタログの拡充		
	オープンデータプラットフォーム（ODPF）の運用と機能強化		
②	オープンデータの活用を促進するためのセミナー、アイデアソン等の開催		

<取組イメージ>

所管：広聴広報課



5- (1) デジタル活用による市民サービス向上の取組

9 マイナンバーカードの普及及び利活用

<概要>

安全・安心、便利で快適なデジタル社会の構築を進めるため、その基盤となるマイナンバーカードの普及と利活用の促進を図る。また交付促進のための窓口体制を強化する。

<取組内容>

① 申請率の向上

出張申請サポート^{※17}の強化。交付窓口の休日開庁の拡大。

② 利活用機会の拡大

コンビニ交付や行政手続きのオンライン化によるオンライン上での本人確認など、マイナンバーカードの活用機会の拡大を図る。

<KPI、ロードマップ>

KPI

2022年度末：マイナンバーカード申請率：70.0%
住民票等のコンビニ交付率：20%
2024年度末：マイナンバーカード申請率：国の動向を踏まえて毎年度設定
住民票等のコンビニ交付率：30%

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	申請率の向上	申請率の更なる向上	
②	オンライン化の推進	更なる活用機会の創出・拡大	
	コンビニ交付等利活用機会の周知		

<取組イメージ>

所管：デジタル・スマートシティ推進課

申請率の向上



●出張申請サポートの実施 等

利活用機会の拡大



●コンビニ交付やオンラインによる手続きにおける本人確認等

5-（1） デジタル活用による市民サービス向上の取組

10 セキュリティ及び個人情報の適切な取扱いの確保

<概要>

情報セキュリティ対策や個人情報の適切な取り扱いについて、職員の研修等を通じて浸透を図り、適切に運用する。

<取組内容>

① 情報セキュリティに関する取組

情報セキュリティポリシーに基づく対策とともに、情報セキュリティ管理者（所属長）や各課情報化推進リーダーを対象とした研修を行い、職員の知識やスキルアップを図る。

② 個人情報の適切な取り扱い

情報セキュリティ管理者（所属長）や各課の情報公開・個人情報保護担当者を対象とした研修を行い、適切な運用を図る。

<KPI、ロードマップ>

KPI

2022年度～2024年度

- ①全所属に対するセキュリティ研修(管理職・情報化推進リーダー)の実施(毎年度)
- ②全所属に対する情報公開・個人情報保護研修の実施(毎年度)

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	管理職向け情報セキュリティ研修（毎年実施）		
	情報化推進リーダー会議（毎年実施）		
②	情報公開・個人情報保護担当者研修（毎年実施）		

<取組イメージ>

所管：情報システム課
文書行政課

情報セキュリティポリシーや
個人情報保護法等の遵守



5- (2) 自治体の生産性向上の取組

1 LGX推進に向けた組織・職員意識の変革

<概要>

デジタル技術を活用し、市民の立場から見た利用者中心のサービスをデザインするとともに、社会情勢の変化に対応できる組織になるため、職員の意識改革を図り、柔軟で組織や分野を越え協力・連携する組織文化を醸成する。

<取組内容>

- ① 制度・仕組みづくり
 - ・LGX行動規範の制定
 - ・DX支援者制度の導入
 - ・ビジネスチャット※18・フリーアドレス※19を活用したコミュニケーションの促進
- ② DX人材の育成（職員研修）
 - ・デジタルに関する知識やスキルの習得（D人材）
 - ・トランスフォーメーションに取り組む意識、思考の改革（X人材）

<KPI、ロードマップ>

KPI	2022年度末 :LGX行動規範の制定、ビジネスチャットの導入 DX人材育成 研修受講者 1,000人/年 DX支援者（メンター）の育成 25人
	2024年度末 :DX人材育成 研修受講者 1,000人/年 DX支援者（メンター）の育成 75人（累計）

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	行動規範の制定	ビジネスチャット・フリーアドレスを活用したコミュニケーションの促進	
	DX支援者の育成 (25人/年)	DX支援者の育成 (25人/年)	DX支援者の育成 (25人/年)
		DX支援者制度の導入	
②	研修の実施 (1,000人/年)	研修の実施 (1,000人/年)	研修の実施 (1,000人/年)

<取組イメージ>

所管：人事課
デジタル・スマートシティ推進課



現状

- ◆縦割り、内向的な組織風土
- ◆社会情勢の変化への迅速な対応が困難

組織

取組

- ①制度・仕組みづくり
 - ・LGX行動規範の制定
 - ・DX支援者制度の構築（研修受講者で構成）
 - ・チャットコミュニケーションの促進

職員

- ◆変化に対して消極的
- ◆DX人材不足



理想の姿

- ◆組織横断的な協力、外部との連携を図る組織風土
- ◆変化に柔軟な組織文化の醸成

- ◆変革を恐れず果敢にチャレンジ
- ◆DX人材として活躍

5- (2) 自治体の生産性向上の取組

2

LGX推進に向けたインフラ環境の整備

<概要>

社会情勢の変化、市民ニーズの多様化に柔軟に対応し、組織横断的な協力や外部との連携を支えるICTインフラ環境を整備する。

<取組内容>

- ① 現行のネットワーク体系の見直し
クラウドサービス※20の利用など新しい技術を積極的に活用できる生産性の高い環境を整備する。
- ② テレワーク※21端末やモバイル端末、フリーアドレスの拡充
場所にとらわれない働き方の推進や非常時の業務継続などに対応する職場環境の導入や拡充を図る。
- ③ ビジネスチャットの導入
従来の内線電話やメールに代わるコミュニケーション手段として導入し、職員のコミュニケーションの活性化と業務効率化を図る。

<取組イメージ>

所管：情報システム課

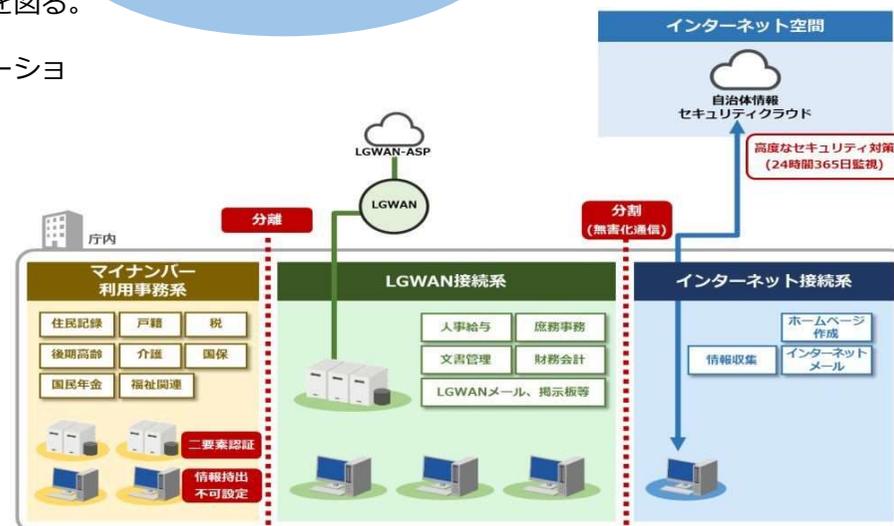
ネットワーク体系を見直し、より新しい技術を積極的に活用できる環境を整備

<KPI、ロードマップ>

KPI

2022年度：ネットワーク体系の見直し、ビジネスチャットの導入
職員のICT環境における満足と感じている割合：30%
2024年度末：職員のICT環境における満足と感じている割合：50%

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	ネットワーク体系見直し		
②	テレワーク端末やモバイル端末、フリーアドレスの拡充		
③	導入	活用	



<出典：地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省）>

5- (2) 自治体の生産性向上の取組

3

テレワーク等柔軟な執務環境の整備

<概要>

職員のライフステージに合わせた多様な働き方や、業務に応じた柔軟な働き方を可能とすることで、生産性の向上を図る。

また、現在実施しているテレワーク等の執務環境を更に整備して、災害有事や感染症の緊急事態宣言下等においても、業務を継続して実施できる体制を強化する。

<取組内容>

① 運用ルールの整備

- ・テレワーク実施マニュアル等の作成

② ICT環境の準備

- ・テレワーク端末等やサテライトオフィス※22の拡充
- ・現行のネットワーク体系の見直し（再掲）
- ・ビジネスチャットの導入（再掲）

<KPI、ロードマップ>

KPI

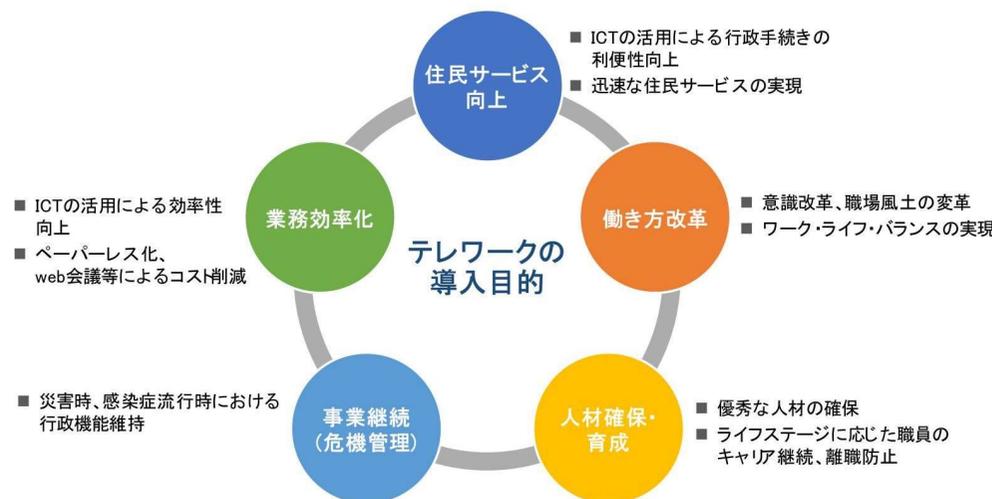
2022年度：テレワーク実施マニュアルの整備
サテライトオフィス設置：2箇所
2024年度：テレワーク実施マニュアルの運用、見直し
サテライトオフィス設置：合計4箇所以上

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	テレワーク実施マニュアル等の整備	運用マニュアル等の見直し	
②	テレワーク端末等やサテライトオフィスの拡充		
	ビジネスチャットの導入・運用		

<取組イメージ>

所管：デジタル・スマートシティ推進課
人事課
情報システム課

テレワーク導入の目的



<出典：地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き（総務省自治行政局公務員部）>

5－（２）自治体の生産性向上の取組

4 ペーパーレス化の推進

<概要>

デジタル技術の進展やコロナ禍における働き方の更なる変化を踏まえ、ペーパーレス化を推進し、生産性の向上を図る。

<取組内容>

- ① 紙にとられない事務執行
庁内外の会議や各種打ち合わせ等において、オンライン開催やモニターへの資料投影などによりペーパーレス化を推進。
- ② 電子媒体による文書保管
事務室内の保管文書の電子化により、情報の検索性を高めるとともに、事務室のスリム化を図る。

<KPI、ロードマップ>

KPI	2022年度末：庁内会議のペーパーレス実施率75%
	2024年度末：庁内会議のペーパーレス実施率85%

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	会議や各種調整のペーパーレス化（取組範囲拡大）		
②	保存文書の電子化・共用化（取組範囲拡大）		

<取組イメージ>

所管：デジタル・スマートシティ推進課



紙に依存しない事務執行やペーパーレス会議の積極的な実施



執務室のスリム化・スマート化



どこでも必要な資料が速やかに閲覧可能な環境

5 - (2) 自治体の生産性向上の取組

5 情報システムの標準化・共通化

<概要>

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」で規定された標準化対象業務は、関係府省が作成する標準仕様に準拠してシステム事業者が開発した標準準拠システムに移行すること、また、国が整備するクラウド（ガバメントクラウド）を活用して情報システムを利用するよう努めることとされているため、目標時期である2025年度末までに情報システムの標準化・共通化を推進する。

<取組内容>

① システム標準化・共通化への対応

- ・標準仕様と現行システムの比較分析、移行計画作成
- ・標準準拠システムの選定
- ・システム移行、稼働

<KPI、ロードマップ>

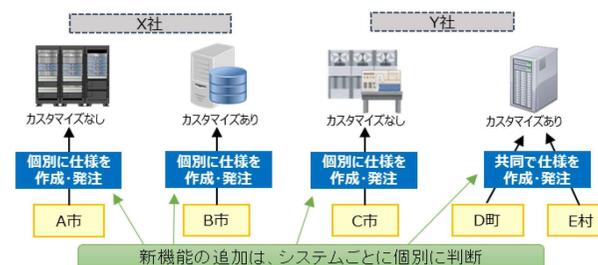
KPI 2022年度末：移行計画の策定（標準仕様と現行システムの比較分析等）
2024年度末：2025年度末を目途に20業務のシステムの標準化を順次対応

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	標準仕様と現行システムの比較分析	標準準拠システムの選定	システム移行
	移行計画作成	予算化	標準準拠システム稼働
2025年度末までに順次対応			

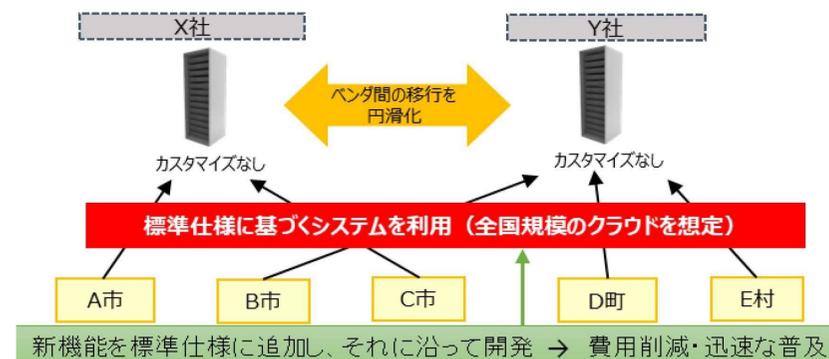
<取組イメージ>

所管：情報システム課

【標準化前】



【標準化後】



出典：総務省自治行政局 令和3年9月7日「自治体情報システムの標準化・共通化」

5 - (2) 自治体の生産性向上の取組

6 デジタル活用による業務改革の推進

<概要>

2021年度に業務量全体調査を実施し、業務量やその性質（定型的な業務や紙の使用量が多い等）を把握。調査結果に基づき、BPR支援ツールを活用し、業務フロー等を点検し、デジタルを活用した業務の効率化・生産性の向上を実現する。

<取組内容>

- ① **重点取組業務の業務改革の推進**
業務量全体調査の分析結果を基に改善効果が高いと見込まれる業務について、重点取組業務に選定し、デジタルを活用した業務改革を効果的に推進する。
- ② **重点取組業務以外の業務改革**
各所属において、調査結果を踏まえ、BPR支援ツールを活用し、業務改革を実施。

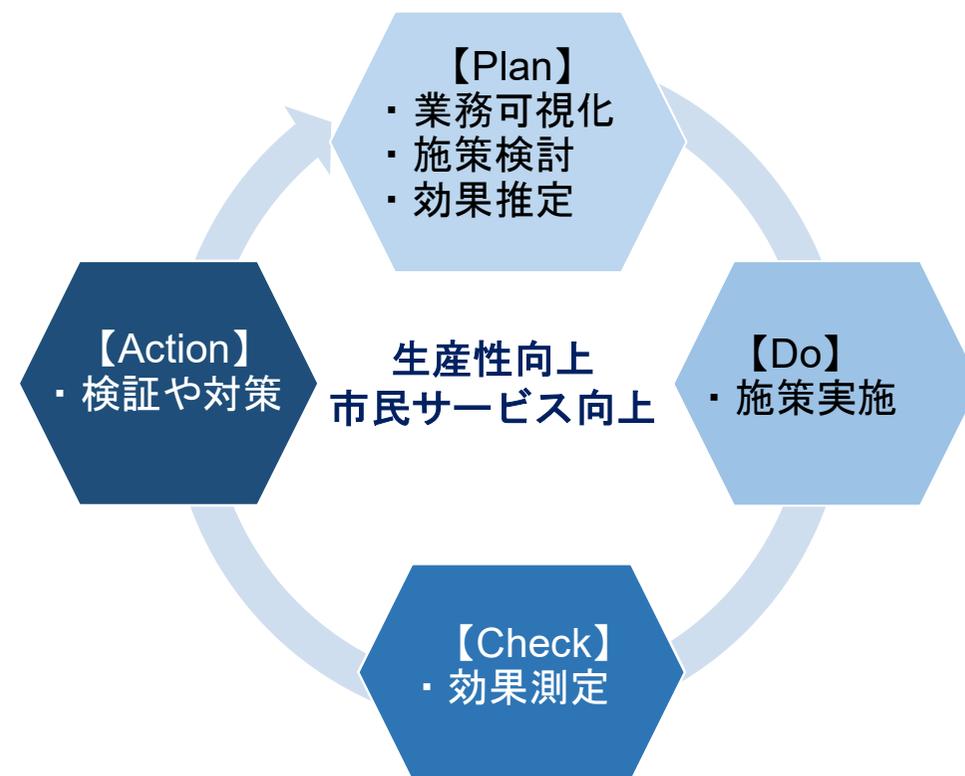
<KPI、ロードマップ>

KPI	2022年度末：重点取組業務の業務改革取組件数：2件
	2024年度末：重点取組業務の業務改革取組件数：6件（累積）

取組番号	2022年度	2023年度	2024年度
①	重点取組業務選定	重点取組業務選定	重点取組業務選定
	重点業務改革実施		
②	各所属における業務改革を実施（重点取組業務以外の業務）		

<取組イメージ>

所管：デジタル・スマートシティ推進課



6 用語の説明（1/2）

※本計画で使用しているケースでの意味を説明しています。

※1	ウィズアフター With/Afterコロナ	新型コロナウイルスの流行と共存する時代や世界と、終息後の時代や世界。
※2	ニューノーマル	新型コロナウイルス感染症の流行を経て移行する人々の行動・意識・価値観の新たな常態・常識のこと。
※3	デジタルファースト宣言	浜松市が2019年10月31日に行った宣言。「データ活用や地域課題解決を通じたイノベーションの活性化」「デジタル化による生産性向上」「デジタル技術やデータの活用による市民生活の快適化」を目指すために「都市づくり」「市民サービス」「自治体運営」にデジタルファーストで取り組むことを宣言。
※4	デジタル・スマートシティ構想	浜松市が2021年3月に策定した構想。「浜松市デジタルファースト宣言」に基づき、都市づくりをデジタルファーストで進めるデジタル・スマートシティ政策の基本指針。また、浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例第6条第1項に規定する基本指針。
※5	デジタルを活用したまちづくり推進条例	浜松市が2022年7月1日に施行した条例。デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本的な事項を定めることにより、市民生活の質の向上や都市の最適化を図り、全ての市民が安全・安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的に制定。
※6	ユーディー UD	「ユニバーサルデザイン」の略。 ある特定の人だけでなく、能力や年齢、性別、国籍の違いを超え、すべての人が暮らしやすいように、人づくりや環境づくりを行っていかこうとする考え方。
※7	オープンデータ	官民データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易かつ無償で利用できるように、公開されたデータのこと。
※8	マイナンバーカード	住民の方からの申請により無料で交付される、氏名、住所、生年月日、性別などが記載された、顔写真付きのプラスチック製のカード。ICチップを利用してオンライン上で安全かつ確実に本人であることを証明できるため、デジタル社会に必要なツール。浜松市はこのマイナンバーカードの普及と利活用の促進に取り組んでいます。
※9	エルジーエックス LGX	「ローカルガバメント・トランスフォーメーション」（造語）。デジタル化に対応した地方自治体の変革。
※10	汎用電子申請システム	地方自治体の汎用的な電子申請システム。
※11	直営施設	地方自治体が直接管理・運営する施設。
※12	指定管理施設	民間事業者のノウハウを活用することで市民サービスの向上やコスト削減等を図るため、民間事業者やNPO法人などが議会の議決を経て指定されることにより管理者になる施設。

6 用語の説明 (2/2)

※本計画で使用しているケースでの意味を説明しています。

※13	エスエヌエス SNS	「Social Networking Service」の略。人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供するオンラインサービス。
※14	チャットボット	「チャット」と「ボット」を組み合わせた言葉で、質問に対し自動応答による会話形式で応えるサービス。
※15	タブレット	薄い板状のパソコンやモバイル端末などの、画面にタッチすることで操作可能な機能を搭載した持ち運び可能なコンピュータ。
※16	アイデアソン	「アイデア」と「マラソン」を組み合わせた造語で、アイデアの創出を目的としたイベントのこと。
※17	出張申請サポート	区役所などに申請サポート会場を設け、顔写真の撮影から申請までをサポートしマイナンバーカードの申請のお手伝いをする事業。
※18	ビジネスチャット	業務利用を目的として、社内外の人と連絡できるコミュニケーションツール。
※19	フリーアドレス	個人の座席を固定しないオフィススタイル。
※20	クラウドサービス	従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの。
※21	テレワーク	情報通信技術（ICT）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
※22	サテライトオフィス	企業や団体の本社・本拠から離れた場所に設置されたオフィスのこと。

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

※ご住所 (所在地)	
※お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市 DX 推進計画 (案)
意見募集期間	令和4年9月15日(木)～令和4年10月14日(金)
意見欄	

- ・ ※ご住所およびお名前が未記入の意見には、実施機関の考え方は示しません。
- ・ 個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・ この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・ この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 デジタル・スマートシティ推進課あて
住所 : 〒430-8652 浜松市中区元城町103-2
FAX : 053-457-2028
E-mail : dsc@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ・ ●ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ・ ●ページの「△△△△」については、「■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ・ ●ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ・ ●ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



©浜松市

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	西区地域力向上事業（助成事業）の提案について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>令和4年度の西区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」（第2次募集）に提案のあった事業について意見を求めるもの。</p> <p>◎採択までの流れ</p> <p>① 西区行政推進会議にて審議（R4.9.7開催）</p> <p>② 西区協議会にて協議、意見聴取（R4.9.28開催）</p> <p>③ 採択の可否決定（R4.9月末予定）</p> <p>※地域力向上事業 市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、区 の特性を活かした事業や課題を解決する事業</p>				
対象の区協議会	西区協議会				
内 容	<p>《令和4年度提案 1件》</p> <p>【提案団体】 舞阪新町子ども育成会</p> <p>【事業名】 空からわがまちの防災について考えよう *1回目（50%以内）</p>				
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）					
担当課	西区区振興課	担当者	山本 淳	電話	597-1112

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和4年度地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」 提案事業

番号	1	新規・継続	新規	採択回数	1回目(補助率50%以内)
事業名	空からわがまちの防災について考えよう				
提案団体	舞阪新町子ども育成会				
実施時期	令和4年12月23日(金)～令和4年12月26日(月)				
実施場所	舞阪小学校運動場				
参加予定人数	団体スタッフ 10名 、 参加者 64名				
総事業費	320,000円 需用費:150,000円 役務費:50,000円 委託料:120,000円				
事業の目的	将来を担う子どもたちに、地区の課題である防災に関心をもってもらうこと。				
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・舞阪小学校運動場での熱気球の搭乗体験(避難タワーの場所や避難経路を確認) ・その後、防災マップの作成・展示 ・自治会の回覧にて全町に開催報告 				
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・上空から町を見ることで津波などの災害の危険性を認識し防災意識を高めることができる。 ・防災マップを作成し協働センターに展示することで、子どもたちだけでなく、地域の防災意識向上につながる。 ・開催報告することで、地域全体における子ども育成に対する関心が高まることにつながる。 				

行政推進会議における審査結果	市執行上限額	160,000円
<p>【審議・採点】 25点満点中 16.6点</p> <p>【審査結果】 採択の対象と考える。</p> <p>【委員から出た意見】 <ul style="list-style-type: none"> ・防災について考える良い機会となる。地域の防災活動活性化のきっかけになることを期待している。 ・防災マップ作成等により、地域を知るとともに、防災意識向上につながる。今後も継続して実施することを期待している。 </p>		

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	西区協議会推薦会の設置等について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	西区協議会委員の任期が令和5年3月31日をもって満了することに伴い、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則第3条第1項の規定に基づき、西区協議会推薦会を設置する。				
対象の区協議会	西区協議会				
内 容	1 西区協議会推薦会の設置等に関する要綱を一部改正する。 2 西区協議会推薦会の委員を決定する。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	西区区振興課	担当者	山本 淳	電話	597-1112

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

西区協議会推薦会の設置等について

1 協議会推薦会にかかる条例等

- ・浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（以下、「条例」）
- ・浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（以下、「規則」）
- ・西区協議会推薦会の設置等に関する要綱（以下、「要綱」）

2 概要

西区協議会委員の任期が令和5年3月31日をもって満了することに伴い、委員の推薦団体となる公共的団体等の選任及び公募委員等の推薦に関する事務を行うため、推薦会を設置する。

3 協議会委員について

(1) 定数（条例第5条別表第3）

中区・東区・南区・浜北区：20人以内、西区・北区・天竜区：25名以内

(2) 委員の任期（条例第7条）

3年、再任は1回限り

(3) 委員区分（規則第2条）（カッコ内は現在の西区協議会における委員数）

- ・区協議会が選定した公共的団体等からの推薦（24名）
- ・区協議会が推薦（公募）（1名）
- ・区協議会が推薦（直接指名）（0名）

4 推薦会について

- ・西区協議会委員3人以上7人以内で組織する。（規則第3条第1項、要綱第1条）
- ・推薦会に属する委員は、公募委員に応募できない。（規則第3条第2項）
- ・推薦会の役割（規則第3条第1項）
 - ①公共的団体等の選定案を策定する。
 - ②公募委員の公募方法の策定、公募の実施、選考を行う。
 - ③直接指名委員の推薦案を策定する

西区協議会推薦会の設置等に関する要綱を一部改正する。

第2条第3項に規定する委員の任期を令和5年3月31日に変更する。

（「西区協議会推薦会の設置等に関する要綱（案）」ご参照）

西区協議会推薦会の委員を決定する。

公平性の観点から、再任できない2期目の委員で構成する。

（「西区協議会委員名簿」ご参照）

5 日程（予定）

	区協議会	推薦会
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推薦会の設置要綱の一部改正 ・ 推薦会委員の選任 	
10月		<u>第1回推薦会</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募委員の公募方法の策定 ・ 公共的団体等の選定 ・ 直接指名委員の推薦
11月		<u>第2回推薦会</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共的団体等の選定 ・ 直接指名委員の推薦
12月		(公募委員募集) 広報はままつ・市区HP等掲載
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推薦案の議決 	<u>第3回推薦会</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募委員の選考 ・ 公共的団体等の選定 ・ 直接指名委員の推薦
2月		
3月		
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新委員就任 	

西区協議会推薦会の設置等に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号）第3条の規定に基づき、西区協議会推薦会（以下「推薦会」という。）の設置等について、必要な事項を定める。

（委員）

第2条 推薦会は、西区協議会委員3人以上7人以内で組織する。

2 推薦会委員は、区協議会の指名に基づき、委員を選任する。

3 委員の任期は、推薦会設置の日から、令和5年3月31日までとする。

4 推薦会委員は条例施行規則第2条第2項の規定による公募に応募することができない。

（会長）

第3条 推薦会に会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は、推薦会の事務を掌理し、推薦会を代表する。

5 会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する者をあらかじめ指名するものとする。

（会議）

第4条 推薦会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

4 前項の場合においては、議長は、推薦会委員として議決に加わる権利を有しない。

5 会議は公開とする。ただし、議長又は推薦会委員の発議により、出席する推薦会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料その他の協力を求めることができる。

7 会議の運営に関して、この要綱に定めのない事項は、区協議会の会議の例によるものとする。

（庶務）

第5条 推薦会の庶務は、西区役所区振興課において処理する。

（細目）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月28日から施行する。

西区協議会委員名簿

令和4年4月1日現在

No.	氏名	推薦の方法	所属団体等	期数
1	石川 恵一	団体推薦	雄踏地区自治会連合会	2期目
2	五十川 智子	団体推薦	一般社団法人 ここみ	1期目
3	伊藤 絵奈	団体推薦	NPO法人 浜松男女共同参画推進協会	2期目
4	片山 幸一	団体推薦	舞阪地区自治会連合会	1期目
5	加藤 一正	団体推薦	浜松市西区スポーツ推進委員会	1期目
6	加藤 公晴	団体推薦	和地地区自治会連合会	1期目
7	河口 光善	団体推薦	入野地区自治会連合会	1期目
8	河瀬 俊夫	団体推薦	ゆうとうまちづくり協議会	1期目
9	木下 光代	団体推薦	浜松市助産師会	1期目
10	金原 貴	団体推薦	浜名湖かんざんじ温泉観光協会	2期目
11	後藤 一広	団体推薦	浜名漁業協同組合	1期目
12	高木 俊和	団体推薦	浜松市消防団西区支団	2期目
13	武田 憲幸	団体推薦	浜松市人権擁護委員連絡協議会	1期目
14	田澤 健司	団体推薦	浜松市西区保護司会	1期目
15	徳田 嘉彦	団体推薦	浜名商工会	1期目
16	中野 幸枝	団体推薦	西区民生委員児童委員協議会	1期目
17	中村 重男	公 募		1期目
18	中村 長司	団体推薦	神久呂地区自治会連合会	1期目
19	野中 敏	団体推薦	庄内地区自治会連合会	1期目
20	袴田 晴好	団体推薦	伊佐見地区自治会連合会	1期目
21	藤田 年春	団体推薦	篠原地区自治会連合会	1期目
22	星野 節子	団体推薦	NPO法人 ふくろうの森委員会	2期目
23	宮木 恒	団体推薦	浜松市認定農業者協議会西支部	2期目
24	村松 良子	団体推薦	浜松の福祉を考える会	2期目
25	吉見 昭子	団体推薦	浜松市子ども会連合会	1期目

(敬称略、50音順)

○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例

平成18年12月1日
浜松市条例第78号

(趣旨)

第1条 この条例は、区の設置並びに区の事務所の名称、位置、所管区域及び分掌する事務に関し必要な事項を定めるとともに、地域住民の意見を行政運営に反映させ、地域における市民協働を推進し、もって住民自治の推進を図るため設置する区協議会に関し必要な事項を定める。

(平21条例48・全改、平28条例16・一部改正)

(区の設定)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20第1項の規定に基づき、本市の区域を分けて、次の区を設ける。

- (1) 中区
- (2) 東区
- (3) 西区
- (4) 南区
- (5) 北区
- (6) 浜北区
- (7) 天竜区

2 前項の区の区域は、別表第1のとおりとする。

(区の事務所)

第3条 地方自治法第252条の20第2項の規定による区の事務所(以下「区役所」という。)の名称、位置及び所管区域は、別表第2のとおりとする。

(区役所の分掌事務)

第3条の2 区役所が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) まちづくりに関する事項
- (2) 社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項
- (3) 子どもに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区民に身近な行政サービスに関する事項

(平28条例16・追加)

(区協議会の設置)

第4条 地方自治法第252条の20第7項の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区協議会を置く。

(平21条例48・平28条例16・一部改正)

(区協議会の名称及び区協議会委員の定数)

第5条 区協議会の名称及び区協議会の構成員(以下「区協議会委員」という。)の定数は、別表第3のとおりとする。

2 区協議会委員の定数を変更しようとするときは、当該区協議会の意見を聴かななければならない。

(区協議会委員の選任)

第6条 区協議会委員は、規則で定めるところにより、区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。

2 市長は、区協議会委員の選任に当たっては、公平性、透明性、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情に配慮しなければならない。

(区協議会委員の任期)

第7条 区協議会委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の区協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 区協議会委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

(平21条例48・平31条例21・一部改正)

(区協議会の会長及び副会長)

第8条 区協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長の任期は、区協議会委員の任期による。

3 会長は、区協議会の事務を掌理し、区協議会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会長及び副会長の選任及び解任)

第9条 会長及び副会長は、区協議会委員の互選により定める。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
 - (2) 職務上の義務違反があると認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、区協議会に出席する区協議会委員の3分の2以上の同意があるとき。

(区協議会の責務)

第10条 区協議会は、当該区内の住民及び諸団体等の多様な意見の調整を行い、地域における市民協働活動の要となるよう努めるものとする。

(平23条例46・全改)

(区協議会の権限)

第11条 区協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 当該区の区役所が所掌する事務に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市が行う当該区の区域に係る事務に関する事項
 - (3) 市の事務処理に当たっての当該区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市長は、この条例に定めがあるもののほか、次に掲げる市の施策に関する重要事項であって、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。
- (1) 新市建設計画に関する事項
 - (2) 合併協議会における協議事項その他その協議に係る重要な事務事業に関する事項
 - (3) 基本構想及び総合計画その他これらに準じるものとして市長が認める計画に関する事項
 - (4) 区役所に係る予算編成に関する事項
 - (5) 大規模な組織改編に関する事項
 - (6) 区の区域内における、庁舎その他の公用施設及び当該区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置又は廃止に関する事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める重要な事項
- 3 教育委員会は、区に係る学校の統廃合、通学区域その他の教育に関する重要な事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

(平21条例48・平23条例46・一部改正)

(市及び市長等の責務)

第12条 市は、区協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じるものとする。

- 2 市長その他の市の機関は、前条各項の意見を勧告し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
- 3 市長その他の市の機関は、前条各項に規定する事項その他市政に関する事項について、区協議会に対する情報の提供に努めなければならない。

(平23条例46・一部改正)

(区協議会の会議)

第13条 区協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、区協議会委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、区協議会委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席する区協議会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合においては、議長は、区協議会委員として議決に加わる権利を有しない。
- 6 第4項の規定にかかわらず、規則で定める重要事項は、出席する区協議会委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、区協議会委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料の提出その他の協力を求めることができる。
- 8 前各項に掲げるもののほか、会議の運営について必要な事項は、規則で定める。

(平21条例48・一部改正)

(区協議会の委員会)

第14条 区協議会は、その事務の一部について審議させるため、議決により委員会を置くことができる。

- 2 前項の委員会の委員は、区協議会委員のうちから区協議会において選任する。
- 3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。
(区協議会の庶務)

第15条 区協議会の庶務は、当該区の区役所において行う。
(連絡調整)

第16条 区協議会は、規則で定めるところにより、区協議会相互の連絡調整を行うものとする。
(平21条例48・旧第29条繰上・一部改正)
(区協議会の権限と他の附属機関の権限等との調整)

第17条 市長は、[第11条第2項](#)の規定にかかわらず、法令又は条例の規定により設置した他の附属機関への諮問、法令、条例その他の規程の規定による公聴会又は意見公募手続その他これらに準じる手続を行う場合においては、区協議会の意見を聴かないことができる。
(平21条例48・旧第31条繰上・一部改正)

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
(平21条例48・旧第32条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、[附則第3項](#)から[第5項](#)までの規定は、公布の日から施行する。
(浜松市地域自治区の設置等に関する条例の廃止)
- 2 [浜松市地域自治区の設置等に関する条例\(平成17年浜松市条例第40号\)](#)は、廃止する。
(準備行為)
- 3 [第6条第1項](#)及び[第19条第1項](#)の規定による区協議会委員及び地域協議会委員の選任並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の前日においても、これらの規定の例により行うことができる。
- 4 この条例の公布の際現にされている[附則第2項](#)の規定による廃止前の浜松市地域自治区の設置等に関する条例(以下「旧条例」という。)第5条第1項の規定による地域協議会(浜松地域協議会及び浜北地域協議会を除く。)の構成員の選任(補欠の構成員の選任を除く。)に係る行為は、当該地域協議会と同一の区域に置かれる地域協議会の地域協議会委員の選任について、[前項](#)の規定により行われているものとみなす。
- 5 この条例の公布の際現にされている旧条例第5条第1項の規定による浜北地域協議会の構成員の選任(補欠の構成員の選任を除く。)に係る行為は、浜北区協議会の区協議会委員の選任について、[附則第3項](#)の規定により行われているものとみなす。
(会議の招集の特例)
- 6 この条例の施行後最初に行われる区協議会及び地域協議会の会議は、[第13条第1項\(第26条において準用する場合を含む。\)](#)の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成21年2月27日浜松市条例第1号)

この条例は、平成21年3月1日から施行する。

附 則(平成21年9月4日浜松市条例第48号)

この条例中第1条の規定は平成22年4月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成22年2月25日浜松市条例第1号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の2第6項において準用する同法第9条第6項の規定による告示の日(平成22年3月16日)又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成22年6月17日浜松市条例第34号)

- 1 この条例は、平成22年10月4日から施行する。
- 2 浜松市佐久間・水窪霊きゅう自動車条例(平成17年浜松市条例第231号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成23年9月29日浜松市条例第46号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月14日浜松市条例第61号)

この条例は、平成25年2月1日から施行する。

附 則(平成25年2月26日浜松市条例第1号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(平成25年9月26日浜松市条例第46号)

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日浜松市条例第16号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日浜松市条例第17号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月11日から施行する。

附 則(平成31年3月15日浜松市条例第21号抄)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条から第7条まで、第9条から第21条まで、第23条、第25条及び第27条から第36条までの規定による改正後の浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第7条第1項、浜松市防災会議条例第2条第7項、浜松市外国人市民共生審議会条例第3条第3項、浜松市行政区画等審議会条例第3条第3項、浜松市入札監視委員会条例第3条第3項、浜松市スポーツ推進審議会条例第6条第1項、浜松市立図書館協議会条例第2条第3項、浜松市人権施策推進審議会条例第3条第3項、浜松市障害者施策推進協議会条例第2条第3項、浜松市精神保健福祉審議会条例第2条第3項、浜松市保健医療審議会条例第2条第3項、浜松市母子保健推進会議条例第2条第3項、浜松市感染症診査協議会条例第2条第2項、浜松市労働教育協議会条例第5条、浜松市大規模小売店舗立地審議会条例第3条第3項、浜松市都市計画審議会条例第2条第3項、浜松市土地利用審査会条例第2条第2項、浜松市開発審査会条例第2条第2項、浜松市景観審議会条例第3条第3項、浜松市建築審査会条例第2条第2項、浜松市行政不服審査条例第2条第4項、浜松市市民協働推進条例第14条第1項、浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条第4項及び第19条第4項、浜松市歯科口腔保健推進条例第11条第4項、浜松市環境基本条例第24条、浜松市環境影響評価条例第58条第4項、浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例第15条第3項、浜松市中央卸売市場業務条例第80条第3項及び第80条の2第3項、浜松市地方卸売市場業務条例第40条の2第3項、浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条、浜松市営住宅条例第47条第3項並びに浜松市社会教育委員条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に選任され、又は任命され、若しくは委嘱される区協議会委員又は委員の任期について適用し、同日前に選任され、又は任命され、若しくは委嘱された区協議会委員又は委員の任期については、なお従前の例による。

附 則(令和元年12月19日浜松市条例第39号)

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(平21条例1・平22条例1・平24条例61・平25条例1・平25条例46・令元条例39・一部改正)

区	区域
中区	池町 田町 板屋町 東田町 木戸町 相生町 中島町 名塚町 富吉町 天神町 領家一丁目 領家二丁目 領家三丁目 中島一丁目 中島二丁目 中島三丁目 中島四丁目 向宿一丁目 向宿二丁目 向宿三丁目 佐藤一丁目 佐藤二丁目 佐藤三丁目 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 松城町 高町 中山町 三組町 鴨江町 西伊場町 南伊場町 和地山一丁目 和地山二丁目 和地山三丁目 和地山四丁目 富塚町 和合町 泉町 高丘町 鴨江一丁目 鴨江二丁目 鴨江三丁目 鴨江四丁目 文丘町 布橋一丁目 布橋二丁目 布橋三丁目 広沢一丁目 広沢二丁目 広沢三丁目 鹿谷町 山手町 蜷塚一丁目 蜷塚二丁目 蜷塚三丁目 蜷塚四丁目 泉一丁目 泉二丁目 泉三丁目 泉四丁目 佐鳴台一丁目 佐鳴台二丁目 佐鳴台三丁目 佐鳴台四丁目 佐鳴台五丁目 佐鳴台六丁目 葵東一丁目 葵東二丁目 西丘町 葵東三丁目 高丘東一丁目 高丘東二丁目 高丘東三丁目 高丘東四丁目 高丘東五丁目 高丘西一丁目 高丘西二丁目 高丘西三丁目 高丘西四丁目 高丘北一丁目 高丘北二丁目 高丘北三丁目 高丘北四丁目 葵西一丁目 葵西二丁目 葵西三丁目 葵西四丁目 葵西五丁目 葵西六丁目 花川町 神明町 肴町 連尺町 紺屋町 利町 伝馬町 鍛冶町 旭町 千歳町 大工町 栄町 元魚町 旅籠町 平田町 塩町 成子町 菅原町 海老塚町 砂山町 北寺島町 寺島町 龍禅寺町 浅田町 森田町 春日町 神田町 瓜内町(1番地から1813番地までを除く。) 法枝町(1番地から210番地まで) 東伊場一丁目 東伊場二丁目 西浅田一丁目 西浅田二丁目 上浅田一丁目 上浅田二丁目 南浅田一丁目 南浅田二丁目 海老塚一丁目 海老塚二丁目 元城町 尾張町 元目町 北田町 常盤町 早馬町 下池川町 中沢町 山下町 元浜町 八幡町 野口町 船越町 細島町 茄子町 新津町 助信町 曳馬町 十軒町 早出町 城北一丁目 城北二丁目 城北三丁目 住吉一丁目 住吉二丁目 住吉三丁目 住吉四丁目 住吉五丁目 幸一丁目 幸二丁目 幸三丁目 幸四丁目 幸五丁目 萩丘一丁目 萩丘二丁目 萩

南区役所	浜松市南区江之島町600番地の1	南区の区域
北区役所	浜松市北区細江町気賀305番地	北区の区域
浜北区役所	浜松市浜北区貴布祢3000番地	浜北区の区域
天竜区役所	浜松市天竜区二俣町二俣481番地	天竜区の区域

別表第3(第5条関係)

(平23条例46・一部改正)

区	区協議会の名称	区協議会委員の定数
中区	中区協議会	20人以内
東区	東区協議会	20人以内
西区	西区協議会	25人以内
南区	南区協議会	20人以内
北区	北区協議会	25人以内
浜北区	浜北区協議会	20人以内
天竜区	天竜区協議会	25人以内

○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則

平成18年12月1日
浜松市規則第77号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例(平成18年浜松市条例第78号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(平23規則51・一部改正)

(区協議会委員の選任方法)

第2条 条例第6条第1項の規定による区協議会委員の選任は、当該区の区域内に住所を有する者のうち次に掲げるもののそれぞれから行う。

- (1) 区協議会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員
 - (2) 前号に掲げる者のほか、区協議会が推薦する者
- 2 区協議会は、前項第2号の規定による推薦に当たっては、あらかじめ、その全部又は一部について公募を行わなければならない。
- 3 区協議会は、第1項第1号の規定による選定にあつては次条第1項第1号の規定により策定された選定の案に基づき行うものとし、第1項第2号の規定による推薦にあつては次条第1項第2号の規定により策定された推薦者の案に基づき行うものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、区協議会は、補欠の区協議会委員に係る第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦について、前2項に規定する方法以外の推薦方法を定めることができる。
- 5 区協議会は、第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に当たっては、公平性及び透明性を確保するとともに、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情を勘案した区協議会委員の構成となるよう配慮しなければならない。

(平23規則51・全改)

(推薦会)

第3条 区協議会は、前条第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に関する次に掲げる事務を行うため、その指名した3人以上7人以内の区協議会委員による会議(以下「推薦会」という。)を置く。

- (1) 前条第1項第1号の規定による選定の案の策定
 - (2) 前条第1項第2号の規定による推薦者の案の策定
 - (3) 前条第2項の規定による公募の方法の決定
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区協議会が必要があると認める事務
- 2 推薦会に属する区協議会委員は、前条第2項の規定による公募に応募することができない。
- 3 前2項に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

(平23規則51・追加・旧第2条の2繰下)

(規則で定める重要な事項)

第4条 条例第11条第2項第7号の規則で定める重要な事項は、区における地域振興を図るための基金の目的の変更及び廃止に関する事項とする。

(区協議会の会議の運営)

第5条 区協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、随時開催するものとする。

- 2 会議は、公開とする。ただし、議長又は区協議会委員の3人以上の発議により、出席する区協議会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。
- 3 議長は、会議録を調製し、会議において定めた2人以上の区協議会委員が署名しなければならない。
- 4 区協議会委員は、第2条第1項第2号の規定による推薦のうち自己の推薦に係る事項については、その議事に加わることができない。

(平23規則51・一部改正)

(委任)

第6条 前条に定めるもののほか、区協議会の運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

(連絡調整会議)

第7条 条例第16条の規定により区協議会相互の連絡調整を行うため、すべての区協議会の会長による区協議会会長会議を置く。

- 2 前項に掲げるもののほか、区協議会相互の連絡調整を行うため、必要に応じてすべての区協議会の会長及び副会長による区協議会正副会長会議を開催するものとする。

- 3 [前2項](#)に掲げるもののほか、区協議会相互の連絡調整を行うため、期間を定め、それぞれの区協議会委員による会議を置くことができる。
- 4 [前3項](#)の会議の運営は、区協議会の会議の運営の例による。
- 5 [第3項](#)の会議を置くときは、関係する区協議会の議決を経なければならない。
(平23規則51・旧第11条繰上・一部改正)

(細目)

第8条 [この規則](#)に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。
(平23規則51・旧第12条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 [この規則](#)は、平成19年4月1日から施行する。ただし、[附則第3項](#)及び[附則第5項](#)の規定は、公布の日から施行する。
(浜松市地域自治区の設置等に関する条例施行規則の廃止)
- 2 [浜松市地域自治区の設置等に関する条例施行規則\(平成17年浜松市規則第142号\)](#)は、廃止する。
(区協議会委員の選任方法の特例)
- 3 [第2条](#)の規定にかかわらず、[この規則](#)の施行後最初に行う中区協議会、東区協議会及び南区協議会の区協議会委員の選任は、市長が別に定めるところにより行う。
- 4 [第2条](#)の規定にかかわらず、[この規則](#)の施行後最初に行う西区協議会、北区協議会及び天竜区協議会の区協議会委員の選任における[同条](#)の規定の適用については、[同条第1項第2号](#)中「区協議会」とあるのは「市長」と、[同条第2項](#)中「指名及び同項第2号の規定による推薦方法の決定は」とあるのは「指名は」と、「同号」とあるのは「同項第2号」とする。
(地域協議会委員の選任方法の特例)
- 5 [第7条](#)の規定にかかわらず、[この規則](#)の施行後最初に行う浜松西地域協議会及び浜松北地域協議会の地域協議会委員の選任は、市長が別に定めるところにより行う。

附 則(平成23年9月29日浜松市規則第51号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例施行規則第2条から第3条まで及び第5条の規定は、平成24年4月1日以後に任期が開始する区協議会委員を選任する場合について適用し、同日前に任期が開始する区協議会委員を選任する場合については、なお従前の例による。

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和5年度区役所費予算要求の概要				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	令和5年度浜松市予算の編成に関して、西区役所費の予算要求を行う。				
対象の区協議会	西区協議会				
内 容	令和5年度西区役所費の予算要求の概要について諮問するもの。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	答申を得たい時期 令和4年10月12日(水)(第7回西区協議会開催時)				
担当課	西区振興課	担当者	丸山 浩亜	電話	597-1112

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

第8号様式

浜市協第104・2号

令和4年9月28日

西区協議会 様

浜松市長 鈴木 康友



区協議会への諮問について

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第11条第1項から第3項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 諮問内容 別紙第9号様式のとおり
- 2 答申期限 別紙第9号様式に記載された期限のとおり

令和5年度 西区役所費 当初予算要求の概要

(単位：千円)

事業	R5年度 A	R4年度 B	増減 A-B	内容
西区役所費	298,344	249,755	48,589	人件費を除く
1 区管理運営事業	106,205	76,132	30,073	(1) 区役所運営 5,079 (4,091)
				(2) 公有財産維持管理 45,368 (24,363)
				(3) 庁舎維持管理 49,645 (42,134)
				(4) 公用自動車管理 6,113 (5,544)
2 協働センター 管理運営事業	100,102	83,315	16,787	(1) まちづくり推進課 所管協働センター 神久呂・入野・ 伊佐見・和地・庄内・ 篠原・雄踏 66,635 (54,442)
				(2) 舞阪協働センター 33,467 (28,873)
3 区協議会運営事業	217	217	0	区協議会の運営
4 地域力向上事業	15,986	15,337	649	(1) 市民提案による 住みよい地域づくり 助成事業(補助金) 3,500 (3,500)
				(2) 区民活動・ 文化振興事業 9,445 (8,776)
				(3) 区課題解決事業 3,041 (3,061)
5 行政連絡文書 配布事業	37,527	37,602	△ 75	行政連絡文書の配布
6 自治会振興事業	34,306	33,151	1,155	(1) 自治会集会所整備費 助成事業 3,460 (10,137)
				(2) 防犯灯設置維持管理 助成事業 30,846 (23,014)
7 浜名湖うなぎまつり 開催事業	4,001	4,001	0	浜名湖うなぎまつりの開催に対する負担金等
8 区再編準備事業	※	-		区再編に伴う経費：庁舎案内標識の変更等 ※現在精査中

() 内は、令和4年度当初予算額

地域力向上事業の詳細

(単位：千円)

事業（区所管課）		R5年度	内容
地域力向上事業		15,986	
(1) 市民提案による住みよい地域づくり助成事業（区振興課）		3,500	
(2) 区民活動・文化振興事業		9,445	
ア	伝統文化支援事業（まちづくり推進課）	1,965	雄踏歌舞伎「万人講」普及のための経費 子ども歌舞伎教室、定期公演、三遠南信ふるさと歌舞伎交流大会への参加
イ	はまなこ夏フェスタ（まちづくり推進課）	2,000	はまなこ夏フェスタ開催のための経費 ビーチマリンスポーツ体験、海の生き物教室等、弁天島の遊びや自然を体感できるイベントを開催し、表浜名湖の魅力を発信。
ウ	海の子と山の子の地域間交流事業（まちづくり推進課）	230	庄内地区と長野県箕輪町の子どもたちを対象とした地域間交流のための経費
エ	文化財保存活用事業（まちづくり推進課）	750	中村家住宅を広く周知するための講演会・イベントを開催するための経費
オ	おいしい舞阪まるごと体験フェア（舞阪協働センター）	3,500	おいしい舞阪まるごと体験フェア開催のための経費 舞阪地区をはじめとする西区の特産品に直接触れることができる体験型イベント
カ	舞阪えんばい朝市開催事業（舞阪協働センター）	1,000	舞阪えんばい朝市開催のための経費 しらすなどの水産物及び舞阪地区の地場産品を販売するイベント
(3) 区課題解決事業		3,041	
ア	みんなが住みよい西区セミナー事業（区振興課）	70	誰もが暮らしやすい社会の実現を目指し意識啓発を行うための経費 ユニバーサルデザインに関する展示、ユニバーサルデザイン学習会や男女共同参画セミナー等を区役所で開催
イ	西区交通安全啓発事業（まちづくり推進課）	655	西区交通安全啓発イベント等開催のための経費 サイクルマナー教室、入野地区高齢者交通安全講習会、交通安全コーナーによる啓発活動
ウ	健康寿命延伸啓発事業（健康づくり課）	195	健康寿命延伸の啓発イベント開催のための経費 「はままつ食de元気応援店」での健康寿命延伸の啓発イベント、西区役所市民ホールで展示会、協働センター等での啓発活動
エ	表浜防風林再生事業（舞阪協働センター）	921	表浜防風林を再生するための経費 舞阪表浜での植樹の実施
オ	協働センターを核とした地域課題解決事業（区振興課）	1,200	協働センターで実施する課題解決のための経費

